毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



目 次

◎ 告 示

○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正

- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
- ・漁業災害補償法に基づく加入区の設定の一部改正(2件)
- ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての 同意成立

○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正

・ 道路の供用開始

◎ 公 告

• 落札者等

・大規模小売店舗の変更事項届出

・県営土地改良事業変更計画の決定

・ 測量の実施

・特定開発行為に関する工事完了

所管課(室)名

政

漁業振興課

水產経営課

"

農 課 政

道路維持課

スマート県庁推進課 経営支援課

・令和4年度技能検定試験(基礎級)の実施 雇用労働政策課

農村整備課

建設企画課 ・測量の終了

◎ 公安委員会規則

○高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則等の一部を改 正する規則

運転免許管理課

防

課

砂

告 示

長崎県告示第706号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第398号)の一部を次のように改正し、令和4年度 の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	(1) 2 (1) 2												
	改正後									改正前			
別表(第2条関係) 漁政課関係						第2条関次課関係	係)						
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額				補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補財対象を	
1	1~6 略				1	~6 略							
7	漁業生産活性			<u>予算の</u> 範囲内	漁業協 同組合								

接を行うこと 販売価格への転嫁 の抑制に要する経費 (2) 製氷価格転嫁抑 割支援事業 令和3年3月を 基準に当該年度の 交付申請までに上 化を図る。 ついて、販売価格 への転嫁の抑制に	うこと の抑制に要する経費 たより 費 、漁業者の生産活動の維持・活性化を図る。 シいて、販売価格	2
---	---	---

水産経営課関係

		補助金	交付の	補助事業の内容、	補助率	補助
		の名称	目 的	対象経費等	又は額	対象者
	1 -	~5 略			'	
	6	持続可	持続可	次に掲げる事業に要		
		能な新	能な水	する経費		
		水産業	産業の	(1) 経営計画支援対	(1) 3	(1) <u>市</u>
		創造事	実現の	策事業	分の	<u>町</u>
		業費補	ために	経営計画に基づ	1以	
		助金	漁協等	き、所得向上を目	内、	
			が行う	指す漁業者、法人	2分	
			計画的	及びグループが行	の1	
			な施設	う取組に要する経	以内	
			整備を		又は	
			支援す	補助を行う場合に	6分	
			るとと			
			もに、	補助の対象とする	以内	
			収益性			
			の高い			
			スマー	45.4. 4.1. 4.7.	(3) 略	(3) 略
			トな漁			
			業経営	_		
			体の育			
			成を支			
			援する	く持続可能な水産		
			0	業の実現を目指す		
				地域一体となった		
				取組に要する経費		
				又は市町以外の者		
				が当該取組を行う		
				ために要する経費		
				につき、市町が補		
				助を行う場合にお		
				いて市町が当該補		
				助の対象とする経		
				費		
				(3) 漁場生産力維持		
				回復緊急対策事業		
				補助事業者が行		
' '		'	'	•		'

水産経営課関係

小座徑	当 味	判不			
	助金	交付の		補助率	
の :	名称	目的	対象経費等	又は額	対象者
$1\sim5$	略				
6 持能水創	- 続な産造費 可新業事補	持能産実た漁が計な整支るも収続な業現め協行画施備援とに益可水ののに等う的設をすと、性	き、所得向上を目 指す漁業者、法人 及びグループが行 う取組に要する経 費 (2) 地域施策展開支 援対策事業 浜の活力再生プ ラン及び地域別施	分の 1以 内、 2分	 業者 グル 一プ
			(3) 漁場生産力維持 回復緊急対策事業 赤潮、災害等に		

外の者が当該取組を行うために要する経費につき、市町が補助を行う場合において市町が当該補助の対象と	う赤潮、災害等に よる漁場生産力の 低下防止及び維持 回復を図る緊急性 が高い取組に要す る経費又は市町以		よる漁場生産力の 低下防止及び維持 回復を図る緊急性 が高い取組に要す る経費	
合において市町が 当該補助の対象と	<u>外の者が当該取組</u> <u>を行うために要す</u> <u>る経費につき、市</u>			
	合において市町が			

長崎県告示第707号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

国見加入区

長崎県告示第708号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示(昭和49年長崎県告示第1988号)の一部を次のように改正する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

Γ

美津島町第4加入区	美津島町漁業協同組合の地 区のうち旧尾崎漁業協同組 合の区域		į,
-----------	--------------------------------------	--	----

を

美津島町第4加入区	美津島町漁業協同組合の地 区のうち旧尾崎漁業協同組 合の区域	1 小型合併漁業 2 小型定置漁業(落し網を使用するものをいう。)及び大型定置漁業
		3 いか釣り漁業 (使用する漁船の総トン数が10トン以上 20トン未満であるものをいう。)

に改める。

長崎県告示第709号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第1項の規定に基づく魚類養殖共済についての加入区の設定 (平成30年長崎県告示第834号)の一部を次のように改正する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

表中五区第1116加入区の項を削り、

г	
l	

五区第1509加入区	五区第1509号の漁業権の区域
北区第1000加入区	北区第1000号の漁業権の区域

を

 \rfloor

五区第1509加入区	五区第1509号の漁業権の区域
五区第1120加入区	五区第1120号の漁業権の区域
五区第1510加入区	五区第1510号の漁業権の区域
五区第1511加入区	五区第1511号の漁業権の区域
五区第1512加入区	五区第1512号の漁業権の区域
北区第1000加入区	北区第1000号の漁業権の区域

に改め、北区第1106加入区の項を削り、

Γ

北区第1505加入区	北区第1505号の漁業権の区域
対区第1000加入区	対区第1000号の漁業権の区域

を

Γ

北区第1505加入区	北区第1505号の漁業権の区域
北区第1144加入区	北区第1144号の漁業権の区域
対区第1000加入区	対区第1000号の漁業権の区域

に改め、対区第1056加入区の項を削り、

Γ

対区第1506加入区	対区第1506号の漁業権の区域
------------	-----------------

を

対区第1506加入区	対区第1506号の漁業権の区域
対区第1095加入区	対区第1095号の漁業権の区域

に改める。

長崎県告示第710号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁業の区分				
平戸市第5加入区	小型定置漁業(落し網を使用するものをいう)				
上対馬町加入区	旧豊崎漁業協同組合の唐舟志の区域の小型合併漁業				
上対馬町加入区	旧鰐浦漁業協同組合の区域の小型合併漁業				

長崎県告示第711号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第460号の12)の一部を次のように改正し、令和 4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	- AC (C-)E		.の改止部分は 	·		√。 ∏					71.724			
			改正後 			改正前								
l表 2	(第2条 農山村	関係) 振興課関係				別	表 2	(第2条 農山村			Ŕ			
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者			補助金 の名称		付の 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 対象	助き者
1 ^	~11 略		/八家位王英 寸	> C10 H2	7,130,1		1 -	~11 略			/13/社员 1	> C10 H2	7.1%	
12	<u>農山村</u> 地域ビ	落 の 維 持・発展 を 目 指	 た計画に沿って実施する取組に要する経費 (1) 生産・出荷組 (2) 販規 (2) 通規 (3) 地域の活性化に関す 	だし、1 事業体当 たり限度 額500千	強化及び 地域貢献 の取組に									
4	農業経	 	る取組				4	農業経	営課	関係				
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者			補助金 の名称		付の的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 対象	助食者
1 ~	~24 略			<u> </u>			1	~24 略	ζ.				-	
<u>25</u>		者の早期 <u>の経営確</u> 立に向け	1 経営発展 支援事業費	<u>の3以</u> 内	市町									
26	農者リ ユース ハウス 活用支	者の初期 投資負担 軽減を図 るため、 中古施設	次に掲げる事業に要する経費 1 中古施設 等貸付体制 の整備 2 中古施設 等の取得支援		農業協同組合等									
27	サポー	地域にお	次に掲げる事業に要する経費 1 就農相談		市町、協議会等、民間団体									

	<u>業費補</u> <u>助金</u>	先者る農技のト農をし的農備する農は規へ面ポび望象実研の支。	<u>体制の整備</u> 2 先輩農業 者等による 技術面等の サポート 3 研修農場 の整備		
5	農産園	芸課関係			
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1	~27 略				
28	野地アチン業助	実ニ踏野加上送低る対需索生のの支る需べえの値びスを地、のび方証組援。	次業費1方名1西マ(1)イ聘新の術機料新導資入経試験2式技(1)人経試験3大区人経試験4売(1)(2)次(2)次(2)大区(3)大区大区(4)大区大区(4)大区大区(4)大区大区(2)大区(3)大区大区(4)大区大区(4)大区大区(4)大区大区(5)大区大区(6)大区大区(7)大区大区 <td><u>び4</u> 定 額</td> <td>農業者が組織する団体及び農業法人</td>	<u>び4</u> 定 額	農業者が組織する団体及び農業法人
29	 材価格 高騰対 策緊急	燃油・肥の 高騰をいい制的す。 を全になる を変になる を変になる を変になる を変になる を変になる を変になる を変した。 を変になる を変した。	次に掲げる事 業に要する経 費 1 燃油価格 高騰対策 2 肥料価格	<u>2分の1</u> <u>以内</u>	市町及び 地域農業 再生協議 会等

5 農産園芸課関係

	補助金	交付	寸の	補助事業の内容、	補助率	補助
	の名称	目	的	対象経費等	又は額	対象者
1 ′	~27 略					

6	畜産課[補助金		補助事業の内容、	補助率	補助
	の名称	目的	対象経費等	又は額	対象者
31	経営開 化支業 排助金	生産等がる制整組するで、農保を るで、農保を るで、農保を る。	を一時的に預 託するための 体制整備に必 要な経費	<u>2分の1</u> <u>以内</u>	農業協同組合等
32	放牧体	ト縮減及び省力化並びに集落保全を図 る た	放牧場の整備・補改の運搬費・レンタル費、簡易高導入では必要な経費という。		<u>市町</u>
33		生産・大田の東京の大田の東京の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の		1 3分 の1以 た、 原 1 度 1 度 り 10 内 だ 原 1 た 万 た 万 た 万 た 万 た 万 た り 円 た り 円 た り り り り り り り り り り り り り	長崎県養 豚協会、 農業協同 組合及び 畜産クラスター協 議会

6 畜産課関係

	補助金	交付	寸の	補助事業の内容、	補助率	補助
	の名称	目	的	対象経費等	又は額	対象者
1	~30 略					

|--|

長崎県告示第712号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 波佐見山内線	東彼杵郡波佐見町野々川郷字村1354番1地先から 東彼杵郡波佐見町野々川郷字野々川1650番2地先まで	令和4年11月8日

公 告

落札者等(公示)

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務名

電子県庁システム及び中小業務システム維持管理運用支援業務委託

契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 長崎県総務部スマート県庁推進課(電子県庁推進班)

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2235

- 3 契約方法
 - 一般競争入札
- 4 落札決定日

令和4年9月21日

5 落札者

長崎県長崎市尾上町5番6号

NBC情報システム株式会社

代表取締役 藤原 正義

6 落札価格

109,800,000円

7 入札公告日

令和4年8月9日

8 落札方式

最低価格

大規模小売店舗の変更事項届出(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎・JR長崎駅高架下開発計画

長崎県長崎市尾上町1番1号

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

九州旅客鉄道株式会社

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和4年8月16日 外

2 届出年月日

令和 4 年10月24日

- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

令和4年度技能検定試験(基礎級)の実施(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、令和4年度技能検定 試験(基礎級)の実施について次のとおり公示する。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 実施職種
 - (1) 基礎級

プラスチック成形 (射出成形作業)

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

- 3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所
 - (1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

イ 実施期日

令和4年11月8日(火)から令和5年3月31日(金)までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

令和4年11月8日(火)から令和5年3月31日(金)までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

- 4 受検申請の手続
 - (1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21 (技能・技術向上支援センター内)

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

随時

- (4) 受検申請に関する注意
 - ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、 返信用封筒(あて先を記入し、120円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、 手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

- 6 合格者の通知
 - (1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

県営土地改良事業変更計画の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、向月地区県営土地改良事業計画(区画整理工)を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農業競争力強化農地整備事業 (中山間地域型)

向月地区県営土地改良事業変更計画書

2 縦覧期間

令和4年11月8日から令和4年11月28日まで

3 縦覧場所

平 日:平戸市役所農林水産部農林整備課

土日祝日:平戸市役所警備員室

測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量(基準点測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

	地	域	終了日
長崎市昭和町			令和 4 年10月12日

測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎地方法務局長から公共測量(登記所備付地図作成)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地域	期	間
長崎市彦見町及び矢の平三丁目、矢の平四丁目、白木町の各一部	令和4年11 令和6年3	

特定開発行為に関する工事完了(公告)

次の特定開発行為に関する工事は完了した。 令和4年11月8日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名	
当初許可	長崎県佐世保市船越町1621番1、1622番1、	長崎県佐世保市下京町1番17号 L&S下京町	
令和4年1月5日	1622番3、1622番16、1623番3、1623番26	ビル6F	
3 県北振建管第7248号	(市道)1621番3の一部、1622番11の一部、	株式会社 L&Sグループ	
変更許可	1622番13の一部、1623番9の一部	代表取締役 佐々木 茂彦	
令和4年5月6日	(県道)1621番4の一部、1621番6の一部、		
4 県北振建管第7204号	1622番14の一部、1622番15の一部、1622番17、		
	1623番21の一部、1623番23の一部		

公安委員会規則

高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月8日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第15号

高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則等の一部を改正する規則 次に掲げる規則の規定中「第117条の2の2第12号」を「第117条の2の2第1項第9号」に改める。

(1) 高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則(平成26年長崎県公安委員会規則第10号)第3条第1項第2号

- (2) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成26年長崎県公安委員会規則第14号)別記様式第2号
- (3) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年長崎県公安委員会規則第9号)別記様式第2号 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式等による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通 (八九五) 二一一四電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 長崎市樺島町八番十二号 株式へ

二号 株式会社クイックプリント